



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社G S I クレオス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 吉永 直明
(コード番号：8101 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員 CFO 足立 豊士
(TEL. 03-5418-2122)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社G S I クレオス（以下、「当社」）は、本日 2026 年 5 月 15 日開催の取締役会において、2026 年 6 月 24 日開催予定の第 96 期定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社では、従来からコーポレートガバナンス体制の充実を経営上の重要な課題と捉え、その強化に取り組んでまいりました。具体的には、執行役員制度の導入や監査等委員会設置会社への移行等を通じて、取締役会の監督機能をより一層強化し、経営の健全性および透明性の向上に努めております。

今般、急速に変化する事業環境に的確に対応し、業務を円滑に運営するため、業務執行体制をより明確にすることといたしました。これにより、経営の意思決定の迅速化および責任の明確化を図り、G S I クレオスグループの持続的な成長と企業価値向上を実現してまいります。

本議案は、これに伴い、当該体制を明確にするため、現行定款の株主総会の招集権者、執行役員および会社業務の執行に関する条項を一部変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年6月24日（予定）

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第12条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会 第13条 (招集権者および議長) 法令に特に定められた場合のほか、<u>取締役社長執行役員は取締役会の決議に基づいて株主総会を招集し、その議長となる。取締役社長執行役員に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第14条～第21条 <条文省略></p> <p>第22条 (執行役員) 取締役会は、その決議をもって執行役員を選任する。 2. 取締役会は、その決議をもって<u>会長執行役員、社長執行役員各1名を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u> 3. 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会の定める執行役員規程による。</p> <p>第23条 (会社業務の執行) <u>社長執行役員は、取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。</u> 2. <u>その他の役付執行役員は、社長執行役員を補佐し、社長執行役員に事故のあるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により、その職務を行う。</u></p> <p>第24条～第41条 <条文省略></p>	<p>第1条～第12条 <現行通り></p> <p>第3章 株主総会 第13条 (招集権者および議長) 法令に<u>特段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役会の決議により予め定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故のあるときは、取締役会の決議により予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第14条～第21条 <現行通り></p> <p>第22条 (執行役員) 取締役会は、その決議をもって執行役員を選任する。 2. 取締役会は、その決議をもって、<u>執行役員の中から</u>会長執行役員、社長執行役員、<u>その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>3. 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会の定める執行役員規程による。</p> <p>第23条 (会社業務の執行) <u>代表取締役は、取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。</u> 2. <u>業務執行取締役である役付執行役員は、代表取締役に補佐し、代表取締役に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、その職務を行う。</u></p> <p>第24条～第41条 <現行通り></p>

以上